

事務連絡
令和6年9月30日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各大学共同利用機関法人担当課
関係各施設等機関等担当課
関係各独立行政法人担当課

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

「医療デジタルデータのAI研究開発等への利活用に係るガイドライン」
について（周知）

厚生労働省より、令和5年度厚生労働科学研究費補助金における「保健医療分野におけるデジタルデータのAI研究開発等への利活用に係る倫理的・法的・社会的課題の抽出及び対応策の提言のための研究」において、別添のとおりガイドラインが作成されたことについて、周知の依頼がありました。

当該ガイドラインは、医療機関、学術研究機関及び民間企業等が共同研究を起点として、医療機関等が保有する医療情報を利活用した製品開発を行う場合を想定し、研究開発のステージに応じて、医療情報を利活用するための適切な法的根拠を明確化するとともに、医療情報の特性を踏まえた仮名加工情報の作成手順やその運用に関して取りまとめたものであり、医療デジタルデータと人工知能（AI）を研究開発等に利活用するに当たって留意すべき内容について記載しており、実践的なガイドラインとして活用されることが期待されます。

については、貴機関におかれては、関係者へ周知をしていただくようお願いいたします。

なお、当ガイドラインにも記載されるとおり、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の遵守につきまして、引き続きご協力の程お願い申し上げます。

<本周知依頼に関する問合せ先>

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

生命倫理・安全対策室

電話：03-5253-4111（代表）

e-mail：bio-med@mext.go.jp

<別紙に関する問合せ先>

厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局研究開発政策課

電話：03-5253-1111（代表）

e-mail：ethics@mhlw.go.jp